

事務連絡
平成30年9月28日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

生活保護基準の見直しに伴い保護廃止となる者に対する障害福祉施策の円滑な運用について

生活保護基準の見直しについては、これに伴い保護が廃止又は停止となる者について、生活保護受給者を対象とする給付等についても対象でなくなる可能性があることから、政府として、できる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認しており、これを踏まえた生活保護基準の見直しに伴う留意事項については、平成30年9月4日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知（社援保発0904第4号）により、各都道府県等の民生主管部（局）長あて通知されています（別添1）。

肢体不自由児通所医療、自立支援医療並びに障害児者入所における補足給付及び医療型個別減免については、要保護者が負担上限月額等を負担することにより生活保護の受給の対象となる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで負担上限月額等について減額し又は免除する措置（以下「境界層措置」という。）が取られることとなっており、これらの取扱いについては、平成18年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知（社援保発0331007号）により各都道府県等の民生主管部（局）長あて通知されているところです（別添2）。

平成30年10月1日から新たな生活保護基準が施行されることに伴い保護が廃止となる者について、その多くがこの境界層措置の適用対象となることが予想されることから、再度、関係法令及び通知をご確認いただき、管内の生活保護担当課とも協力の上、福祉事務所長が発行する生活保護廃止（停止）証明書及び境界層該当証明書を確認するなどして、境界層措置の適用に遺漏なきよう、引き続きご対応をお願い申し上げます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区含む）へ併せて周知いただきますようお願いいたします。

なお、障害児入所支援の措置費の徴収における対応については、平成30年9月28日付け事務連絡「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に係る情報提供についてにおいて、別途周知しておりますので申し添えます。

(参考資料)

別添1 生活保護基準の見直しに伴う他制度における経過措置等の円滑な実施に係る留意事項について（平成30年9月4日社援保発0904第2号）

別添2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて（平成18年3月31日社援保発03331007号）